

仕 様 書

1 業務名称

札幌市立学校寄託図書・市立図書館教材等搬送業務

2 業務内容

本業務は、搬送 1 個あたりの単価契約である。支払金額は以下の式により算定する。

支払金額＝単価×実搬送個数

(1) 寄託図書の搬送

ア 貸出搬送

受託者は、委託者の指示により、図書等（以下「搬送物」という。）を貸し出しする寄託校、学校図書館情報センター（以下「貸出校」という。）から搬出し、原則として翌営業日に借受する学校（以下「利用校」という。）へ搬入する。

イ 収却搬送

受託者は、委託者の指示により、搬送物を利用校から搬出し、原則として翌営業日に貸出校へ搬入する。

ウ 連絡用搬送

受託者は、委託者の指示により、貸出校間の連絡調整等のため、貸出校間において搬送物を搬送する。

エ 搬送時間

上記ア～ウの業務は、原則として各日の 9 時～16 時までに行うこと。

(2) 市立図書館教材の搬送

受託者は、後記 5(2)に示す指定曜日に中央図書館を訪問し原則として翌営業日に利用校へ搬送する。また、返却期限までに中央図書館に返送を行う。なお、利用校への搬送は原則として各日の 9 時～16 時までに行い、中央図書館への返送は、各日の 16 時までに行うこと。

(3) 市民からの寄贈図書の搬送

受託者は、委託者の指示により、中央図書館、各区図書館及び市内のまちづくりセンター（3 箇所）から、学校図書館情報センターまたは信濃中学校へ図書を搬送する。

3 業務実施期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4 履行場所

貸出校、利用校、中央図書館、各区図書館及びまちづくりセンター（以下「授受施設」という。）

授受施設の所在地は、別紙1「各施設所在一覧」のとおり

5 搬送物の搬送方法

(1) 寄託図書

ア 搬送物は図書とする。

イ 搬送指示は、電子メールにて搬送日（貸出日）の5営業日前（17時）までに連絡する。

なお、返却日に変更があった場合は、電話または電子メールで連絡をする。その都度、委託者と協議のうえ、搬送日の変更に対応をすること。

ウ 図書を収納するコンテナのサイズは以下のとおりとする。

外寸は530mm×366mm×334mm（折りたたみ式コンテナ）

なお、コンテナは委託者が用意する。

(2) 市立図書館教材

ア 搬送物は教材（スーツケース1個及びコンテナ1個で1セット）とし、利用校は中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校とする。

イ 市立図書館教材の搬送業務は、次の期間中に実施する。

4/20～7/23、8/20～12/21、1/21～3/29（別添スケジュール表参照）

なお、上記期間は長期休業期間を見込んだ現時点における予定である。変更する場合は、事前に委託者から指示する。

ウ 上記期間中の月・木曜日の午前中に中央図書館に行き、貸出する教材を下記6の保管場所へ搬送する。その際、委託者の作成した「市立図書館配達指示票（別紙2）」を複製し、一部を受託者が保管すること。また、月・木曜日が祝日であっても、搬送を行うこと。

エ 上記期間中の火・金曜日に、前日から保管している貸出搬送物を利用校へ搬送する。また、返却がある利用校については回収を行い、回収した教材は、次の中央図書館への訪問日に搬送することとし、それまでの間、受託者が下記6の保管場所で適切に保管すること。

ただし、火・金曜日が祝日の場合は、別途指示する。

オ 返却教材の回収日は、保管している「市立図書館配達指示票」に記載のある返却配達日に行い、「配達スケジュール表」の返却期限までに保管場所で保管のうえ、中央図書館へ搬送すること。

カ 市立図書館教材の返却が遅延した学校がある場合は、委託者の指示により、再度搬送を行うこと。

キ 教材を搬送するスーツケースとコンテナのサイズは以下のとおりとする。

・スーツケース 概ねW550×D290×H770

・コンテナ 概ねW530×D366×H232

(3) 市民からの寄贈図書

ア 搬送物は図書のみとする。

イ 梱包物の形態は特定のものとは限らない（例：段ボール箱、紙袋等）。

6 仕分・保管場所

市立図書館教材の保管場所については以下のとおりとする。また、受託者は、委託者の求めに応じて以下を満たしていることが確認できる書面の写しを提出すること。

(1) 受託者が確保すること。

(2) 警備体制が整っていること。

(3) 保険（火災・盗難）に加入していること。

なお、保管場所の維持管理に関する費用については、受託者の負担とする。

7 搬送の確認

(1) 受託者は、受託者発行の確認書をそれぞれの授受施設に提示し、授受施設の職員から確認を受け、確認印またはサインを徴収する。

(2) 搬送する際は、それぞれの授受施設へ引取書等の書類を提出すること。

(3) 確認書には以下の内容を記載すること。

それぞれの授受施設名、搬送物の内容、搬送物の数量、日付、それぞれの授受施設の確認印またはサイン。

8 提出書類

受託者は、毎月の業務完了後、速やかに所定の業務完了届を委託者に、上記7に示す確認書を学校図書館情報センター（札幌小学校内）に提出し、委託者の検査を受けること。

9 安全の確保

受託者は、業務の実施に当たっては、搬送物の保全、紛失防止に最善の注意を払うこととし、また事故防止に十分注意すること。

10 その他

(1) 搬送場所については、各施設が指定する場所までとし、搬送元の指定場所から、搬送先の指定場所までの搬送を行うこと。

(2) 搬送個数の数え方は、以下のとおりとする。

・寄託図書：コンテナ1個=1個

・市立図書館教材：コンテナ1個+スーツケース1個=2個

・寄贈図書：梱包1個=1個

(3) 施設内の搬送方法については、各施設の指示に従うこと。

- (4) 市立図書館と保管場所との間の搬送は個数に含めないものとする。
- (5) 受託者が搬送場所に到着後、委託者または授受施設の都合により搬送作業を完了できなかった場合は、1個の搬送作業がなされたものと扱う。
この場合、速やかに委託者へ連絡し、対応を協議するとともに、確認書に、搬送作業が完了できなかった理由を記載すること。
- (6) 上記2(1)ウの貸出校間の搬送については、事前に搬送物の数量及び搬送日等を協議のうえ実施する。
- (7) スクールゾーン等通学路における交通安全の確保に十分に配慮すること。
- (8) 市有施設敷地内（車両内を含む）における喫煙は禁止する。

11 年間予定搬送個数等

(1) 年間予定搬送個数

予定個数であり、搬送個数を保証するものではない。

ア 寄託図書 5,704個

イ 市立図書館教材分 170個

※市立図書館と保管場所との間の搬送は個数に含まない。

ウ 市民からの寄贈図書 313個

(2) 月別予定搬送個数内訳

別紙3「月別予定搬送個数内訳」のとおり

12 環境への配慮

業務遂行時は、アイドリングストップ等を励行するなど、環境に配慮したエコドライブの推進に心がけること。

13 連絡先

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係

電話：011-211-3831 FAX：011-211-3837